

# 技能試験用自動車の指定等について

(平成5年2月10日岩運免第59号警察本部長)

各 警 察 署 長

自動車の運転に必要な技能についての免許試験に用いる自動車(以下「技能試験用自動車」という。)については、道路交通法施行規則第24条第6項の規定により、公安委員会が提供し、又は指定した自動車(身体障害者用を除く。)を使用することになっているが、この指定等については、運転免許技能試験事務の取扱いに関する規程(昭和40年公安委員会規程第3号。以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、下記の要領によって取り扱うこととしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、公安委員会が提供する自動車については、この指定がないので申し添える。追って、これにより、「技能試験用自動車の指定等について」(昭和43年6月14日付け岩交二発第192号)の通達は廃止する。

## 記

- 1 技能試験用自動車としての指定を申請しようとする者があるときは、技能試験用自動車指定申請書(技能試験車指定票)(様式第1号。以下「指定申請書」という。)2通を、主たる使用場所を管轄する警察署長に提出させるものとする。
- 2 警察署長は、指定申請書の提出があったときは、技能試験を行う者として公安委員会から指定を受けた者(以下「技能試験官」という。)をして、運転免許技能試験実施要領(昭和41年10月制定)による標準試験車としての条件に該当するかを調査させ、及び指定の要否について調査したうえ、警察本部長(運転免許課長。以下同じ。)に進達すること。
- 3 特別の事情による試験当日の持込み車両、又は仮免その他で一時的に技能試験用自動車として使用する必要があり、かつ、その後において再び技能試験用自動車として使用することがない場合は、指定申請書を提出させることなく、技能試験官において、その車両が標準試験車としての基準に適合するかどうか検査し、その結果を警察本部長に報告し、指示を受けて、技能試験用自動車として使用するものとし、試験終了後、速やかに当該車両について、指定申請書A欄の事項を報告しなければならない。  
なお、この場合の指定の方法は、第5項に定める指定書を交付することなく、口頭通知をもってこれに代えるものとする。
- 4 指定自動車教習所の検定車両を技能試験用自動車として使用する場合、検定車は、あらかじめ技能試験標準車の規格に準じ、検定車両として公安委員会の指定を受けているので、特に申請手続きをとることなく、前項の例により、技能試験用自動車として使用することができるものとする。
- 5 警察本部長は、警察署長から指定申請の進達があり、指定しても支障がないと認めるときは、技能試験用自動車指定簿(様式第2号)に登載し、指定申請書に所要事項を記録した後、その1通を技能試験車指定票として保管し、他の1通は規程第4条の規定による指定書とともに、進達した警察署長を経由して、当該申請者に交付するものとする。
- 6 警察署長は、申請者から、指定を受けた技能試験用自動車を廃車し、又は損傷その他により技能試験用自動車としての基準に適合しない事由が生じたことなどにより、指定解除の届出があったときは、指定書のほか、技能試験車指定票に廃止年月日及び届出人氏名を記載させ、押印のうえ返納させて、警察本部長に進達すること。
- 7 警察本部長は、前項の進達があったときは、技能試験車指定票を整理するとともに、技能試験用自動車指定簿に記載しておくものとする。
- 8 技能試験用自動車として指定を受けた車両が、指定後において、その内容が技能試験車指定票と異なることとなり、又は試験車の基準に適合しなくなった場合は、状況により指定の廃止その他必要な措置をとるものとする。
- 9 従前に指定を受けている車両は、その要領による指定を受けたものとみなす。

様式第1号

技能試験用自動車指定申請書（技能試験車指定票）

岩手県公安委員会 殿		申請年月日		申請者	住所				
		年 月 日			氏名	印			
A	主要 緒元等	1 種	車 名	年 式	車両番号	乗車定員	燃 料 種 別	総 排 気 量	
		全 長	全 幅	軸 距	変速装置	応急装置			
	主たる使用場所						車両所有者		
						車両管理者			
B	指定年月日	年 月 日		第	号	備	考		
		年 月 日		( 暦 年 )					
	廃止年月日 (届出者)	年 月 日		氏 名		印			

注 欄は、申請者は記載しないこと。

